

## 令和4年第2回臨時会

# 歌志内市議会会議録

## 第1日目（令和4年4月19日）

---

（午前9時57分 開会）

### 開会・開議宣告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。  
ただいまから、令和4年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は議長において、1番能登直樹さん、4番下山則義さんを指名いたします。

### 会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
会期は、本日1日間と決定いたしました。

### 諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。  
事務局長から報告をいたします。  
中嶋議会事務局長。  
○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。  
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件、報告2件であります。  
次に、議長の報告でございますが、令和4年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので御了承願います。  
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第4号専決処分の承認について、御報告をいたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の1ページを御覧願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について、専決処分により改正をしたものでございます。

第48条は、法人の市民税の申告納付の規定でございます。

地方税法の改正に伴う引用条文の整理でございます。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定でございます。

地方税法の改正により、それぞれ住所に代わるものとして、総務省令で定める措置を講じた

ものを含むことができるよう、条文を整備するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。資料は2ページにわたります。

第2項は、下水道法第12条等に規定する除害施設に対する固定資産税の課税標準の特例割合を4分の3から5分の4とし、他につきましては、地方税法の改正に伴う引用条文の整備でございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。

省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う規定の整備でございます。

附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございます。

令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%とするための規定の整備でございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は、施行期日でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2条は経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第5号専決処分の承認を求めることについて御報告いたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分の理由は、歌志内市減債基金条例第2条の規定に基づき、減債基金の積立てを増額することにしました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）。

次ページをお開き願います。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,030万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,379万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、24節積立金5,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分と決算見込みを勘案し、減債基金に積立てるものであります。これに伴い、減債基金の令和3年度末の現在高見込額は、5億560円となります。

次に、15款1項1目とも予備費3,030万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

10款1項1目1節とも地方交付税8,030万3,000円の増額補正は特別交付税の増で、前年度に比べ5,534万7,000円、8.5%増の7億1,030万3,000円の交付決定があったことから、当初予算6億3,000万円に追加するものであります。

以上で、報告第5号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点か、お聞きしたいと思います。

一つ目なのですが、今回5,000万ということで減債基金積立てすることになっていることなのですが、この減債基金に積立てる理由というのをお聞きしたいと思います。

もう一つ、予備費の関係で、3,000万増額してということで、最終的に約1億6,000万ということになります。この1億6,000万という金額が、出納閉鎖期限はいつになるの

か、それを聞いておきたいと思います。

最後に、この出納閉鎖期限後の予備費の管理というのはどうなるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私から、今3点御質問ございましたので、お答え申し上げたいと思います。

1点目の減債基金に積む理由でございますが、減債基金につきましては、御承知かと思えますけれども、市債の償還に必要な財源を確保いたしまして、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資することを目的として基金は設置されているわけでございまして、それを償還に対応するために、基金を積んでいくものでございます。

2点目の予備費の関係でございます。予備費、今回3,000万増額補正をして、最終的には1億6,000万程度になるということで、出納整理期間の終了は5月31日をもって終了することになります。

3番目、その予備費の出納整理期間後の管理についてでございますが、これにつきましては、法律に従いまして翌年度の歳入に編入するという事になってございますので、そういった取り扱いにすることにしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 分かりました。

減債基金は今後の市の財政の運用ということでなっています。いろいろな基金が分かれてあると思うのですが、一番この減債基金が今積立てるにふさわしいという形で5,000万積立てるということになったのか、もう一度その辺の認識を聞いておきたいと思います。

二つ目の質疑の中の、出納期限は5月31日ということなのですが、31日以降になると翌年度、令和4年度の予算に編成ということになると思うのですが、今までの状況だと繰越金という形で財調に積んだり、そういうやり方をしていたと思うのですが、それ以外の使い道というのは考えられるのかどうか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 2回目の1点目でございますけれども、減債基金が最善だったのかということでございますけれども、我々、基金には財政調整基金、それからふるさと応援基金、それぞれございます。過疎対策特別事業基金等々もございます。

その中で、これらの今後の財政運営を考えたときに、今、市におきましては令和3年末現在高、市債の残高が約31億円ございます。この中で特に、交付税参入があるものについては26億円余りございまして、約5億円程度が交付税なりの財源措置のない借入金の残高がございまして。これらに向けて、そういった財政運営を将来に向けて継続的に行っていくためにも、減債基金に一定程度積んだ上で、将来の不測の事態に備えるということで、最善の基金に積むということで判断したところでございます。

2問目の予備費の取扱いの部分でございますけれども、5月31日以降には、先ほども申し上げたとおり翌年度の予算に編入されるということで、繰越金としていくわけでございますけれども、これらにつきましては、基本的には法律に基づいて編入することになりますけれども、いろいろな不測の事態、特に昨今につきましてはコロナ禍における感染対策の強化ですとか、予想がつかない災害対策、そういった不測の事態に、市民の生命と財産を守るという基本的な考え方に立ったときに、そういった予備費を一定程度持ちながら財源にしていくと、

繰越金を財源にしながら執行していくというような財政運営を考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 予備費の関係、今、課長が答弁してくれましたけれども、不測の事態があったときということで、使えるというか、そこから捻出しますということなのですが、住民福祉の向上を考えて、先ほど答弁の中にもあったように、コロナ禍の状況でいろいろ大変だという状況が出てきたときに、そういったときにも、この繰越金というのは使い得る状況のお金だという認識を持っていてよろしいですか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それぞれの、その時々の実業の実施の目的だとか、そういったことに応じて、これまでもコロナ対策において国の交付金も活用しながら、かつ市の独自の事業については財政調整基金を活用しながら行ってきたところでございます。

その中で、例えば足りない事務費だとか、そういった一般的な財源に充てるために、こういった繰越金、予備費というものを活用しながら財政を調整していくと、予算の調整をするという調整財源になろうかと考えてございます。

そういった部分で、予備費はあくまでもそういった調整財源であるとともに、緊急、やむを得ない場合にも使うことが認められてございますので、そういった部分についても活用することがあると認識しております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

## 議案第19号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第19号固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

議案第19号固定資産評価委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価員（無給）に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字歌神4番地5。

氏名、佐藤幸哉。

生年月日、昭和39年9月26日。

職業、歌志内市市民課長。

提案理由は、令和4年4月1日付けで所管課長に異動があったので、任命替えをしようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、これに同意することに決しました。

## 議 案 第 2 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第20号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第20号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第20号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,900万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

なお、今回の補正予算の概要につきまして、追加資料を配付させていただいておりますので、併せて御参照願います。

このたびの補正予算につきましては、昨今の社会経済情勢の変化により、物価、燃油価格の高騰など、市民生活へ直接影響を与えてお

り、市内における消費活動の低迷から、市内事業者への事業活動にも大きく影響をもたらしている現状を踏まえ、緊急、臨時的な措置として、財政調整基金を財源に行うものでございます。

7款1項とも商工費1目商工業振興費3,096万2,000円の増額補正は、物価、燃油価格高騰などにより低迷する個人消費を喚起し、市民の生活支援と市内事業所等の売上向上を図り、地域経済の活性化を目的として地域商品券発行事業を実施するもので、全市民に対し1万円分の商品券を発行するものでございます。

内訳として、11節役務費79万8,000円の増額補正は商品券発送のための郵便料で、18節負担金補助及び交付金3,016万4,000円は、商品券発行に係る補助金であります。

実施の方法などにつきましては、昨年度実施した新型コロナウイルス関連事業と同様の手順で、商工会議所に市民一人当たり1万円分の商品券を発行するための補助金を交付するもので、商品券の発送は市で行い、換金等は商工会議所で行うこととしております。

15款1項1目とも予備費196万2,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

18款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金2,900万円の増額補正は、緊急、臨時的な措置として行う地域商品券発行事業の財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

以上で、議案第20号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、2点につきまして質疑をさせていただきたいと思えます。

この20号議案の説明では、物価、燃油高騰などによる、そういったことに直面する市民への生活の支援ということで行われると同時に、市内の業者の売上向上を目指すということで、全市民に1万円ずつ配付するという内容のものでございます。

一つ目の質疑でございますが、前回の商品券は市民からの要望により、1,000円券から500円券に変更になり発行していますが、この商品券が今回1,000円になったその理由につきまして、お伺いをいたします。

二つ目の質疑であります。その説明は臨時会での議会運営委員会が4月14日に開催され、地域商品券事業で市民全員に対して1万円の商品券を発行するという内容のことが、議会運営委員会で報告されました。その翌日、議員全員に地域商品券発行事業の追加資料として、先ほど説明がありました資料が配付されたわけでございます。その中には目的、名称、発行日、それは4年度の5月20日、そして発行内容は1万円を1冊、10枚つづり、括弧書きで1,000円掛ける10枚という内容、そして対象者、発行冊数、そして商品券の使用期間、それは令和4年5月20日から9月15日など記されているものが、資料として我々に配付されたわけでございます。

ただし、同じ内容のものが、前日の4月15日に町内会連合会での会議資料として、会議の



出席者に配り終えられているものと聞いております。

議会の議決によって決定する内容のものが、議会運営委員会の直前に、もう既に決定しているがごとく資料を配付するということは、いかがなものかと思えます。

二つ目の質疑であります。何かしら順番が違うのではないかと私は考えます。議会軽視などという言葉は使いたくはありませんけれども、何かしら議会を軽んじ、そしてその価値や影響力を認めない、そのように考えますが、そのお考えをお伺いしたいと思えます。

以上、2件でございます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから御答弁申し上げます。

1点目の1,000円券にした理由でございますが、昨年、商工会議所が実施しました市民アンケート、これで利用者の声として、1,000円券の利用希望が500円券を上回っているとの報告を受けております。また、事業者アンケートでは、ほとんどの事業者が1,000円券のほうが扱いやすいとの声があったとお聞きしております。

このたびは、商工会議所とも協議をしておりますが、昨今の物価や燃油価格の高騰に伴う灯油、ガソリン、最近ではガス、電気といった光熱水費、また関連した材料等の値上がり、また諸経費の増による市民生活への支援が大前提でありまして、いち早く市民の方々に商品券を届けたいということ、また事業者への地域経済の活性化を目的としております。

3月定例会におきましても、質疑の中で、時機を逸することなく一日でも早く手元に届くよう検討していただきたいという御指導がありました。そういった御指導も踏まえまして、最も短い期間で配付できるスケジュールを検討したところでございます。

そのような中、紙類の確保に印刷業者は苦勞してありまして、必要な量を確保することが困難という状況がありました。500円券にした場合、単純に倍の量の紙が必要になってきます。そうなった場合、納期が6月にずれ込むとのことでありました。したがって、最短で商品券を発行するため、1,000円券とすることで印刷枚数を抑えるといったことも理由であります。

もう1点、情報交換会に資料が提出されていたということですが、4月21日に開催される町内会連合会との情報交換会におきまして、本件について情報提供させていただくことになっております。情報交換会につきましては、市より情報提供する内容は口頭ではなく、必ず紙面により資料提供するという申合せになってありまして、資料配付につきましても協議により事前配付としていたことから、このたびは各町内会の皆さんの目に触れることになってしまいました。その点につきましては、配慮が欠けており大変申し訳なく思っております。お詫び申し上げます。

議会軽視と受け止められたことにつきましては重く受け止めまして、今後はこのような案件につきましては議会運営委員会などにおいて誠意をもって丁寧な説明を心がけるとともに、情報交換会への資料配付につきましても、内容によっては資料の一部を当日配付するなどの協議を行ってまいりたいと考えております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 答弁、分かりました。

一つ目の答弁であります。これを反対するものではありません。ただ、こういった流れで今までやってきたこと、そしてアンケートという話もありました。それと同時に、業者のその話も出てきました。ただ、一番それを目指すのは市民の方々だと思うのです。

アンケート、私が、もしも記憶が間違いでなければ、お金を出して買ったときの商品券の中にアンケートがついていたと記憶しています。今回はそうではなくて、全員に配付されるという内容のものです。中身が少し違うのではないかという気持ちもございます。その辺のところは、今までの流れだけでそれを決定するのではなくて、そこにもやはり議会で議論をしていく、そんなことが大切なのかなという思いもあります。

どんどん早く出して、どんどん多く出してもらう、それは歌志内市のために、市のためにといいよりも業者のためにも、そして市民のためにもいいことだと思えますし、やるべきことだと思えます。今の世の中でこういう券が出てくると、めったにないお祭りという形で市民の方々が動くということも知っております。そんなことから、反対するものではないのですが、それをしっかりと議論した上でどう決定していくかということ、これだけはしっかりと行っていただきたい。そのことに対する答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま下山議員に質問をいただきました。

先ほどの産業課長の答弁と輻輳することがあるかと思えますけれども、やはり、行政といたしまして、3月の議会の質疑を踏まえまして、できるだけ早い時期に市民の皆様、現在のいろいろと生活に影響を及ぼしている物価高、燃料高騰の部分、そういったものの緩和を少しでも早くということの考え方で、一番早く交付するためにはどういったスケジュールができるのかということ、これを内部協議をいたしまして、そして決定してきたところでございます。

今回1,000円券という形で、今まで500円券だったものを1,000円券という形になりましたけれども、これにつきましても、なかなか議論する時間というものは取れなかったのかなと。もう少し商工会議所さんと煮詰める時間もあれば、できたのかもしれないとは思いますが、やはり紙が不足していて、事業者さんとしても、500円券とすることによって半月から1か月ぐらいの時間がかかってしまうと、そういった実態もございます。

何度もお話ししますが、私どものほうといたしまして、できるだけ早くお配りしたいという、その1点がございまして、こういった形になってしまいました。

以前、議会の中でいろいろと、500円券が今いいのではないかという十分な議論をされたという経緯も、私どものほう承知しておりますけれども、今回につきまして、そういった紙がなかったということも含めてこういう経過になったということで、御理解をいただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 3度目の質疑になるわけでございますけれども、今副市長からありましたように、紙の関係でということ、それは納得せざるを得ないことなのだと思います。ただ、市民の方々のその思いが、しっかりと受け止めていただいて、どこを向いて行動していくかということ、これを改めて考えていただきたい。そんな思いでございます。

それと同時に、急いでいるから、早く出したいから、分かります。私も反省です。であれば、議員にも早く説明してください。なぜそれを滞っていたのか。どうしても、そうですねというわけには、これはいかないと思います。そういったことも含めて、これからはしっかりとやっていただきたい。

そして、恐らくこの券が出ると歌志内中お祭りになるのだと思います。すごくいいことだと思います。市民の方々も、そして関係業者も元気が出てくるのだと思います。こういったことは財政の許す限り、今の状況を打開するためにもやっていただきたいと思えます。

答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 今回いろいろと反省すべき点多々あるのかと、そのように考えております。ただ、市民の皆様の生活の安定に向けて、十分しっかりとした形でやってまいりたいと思います。

そして、議会への早めの情報提供といいますか、それにつきましては、この部分に限らず努めてまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点か質疑させていただきたいと思います。

最初に説明の中で、市民生活の支援ということで緊急に対応したいという説明で、今回この商品券の発行という形になったという説明があったのですが、燃油高騰何かは昨年度からずっと続いていたのです。燃油高騰が物価高だとか、いろいろ追い打ちをかけて大変な状況だったと思います。この新年度スタートの月に、こういった形の商品券を配りますというものが突然出てくるというのであれば、さきにもう生活実態というのは皆さん分かっていたと思うのです。それでしたら新年度の予算に組み込んでおいて、4月なのか8月なのか、どこかのタイミングで商品券を出しますということをやっておくべきだったのではないかなと思うのですが、その辺、内部的にどこまでこういった形の話合いが進んでいたのか聞いておきたいと思います。

二つ目でございます。先ほど、今の審議前の報告第5号の専決処分で、私、予備費の関係で質疑させていただきました。5月31日以降は令和4年度に流用すると、繰越という形で、何らかの形で財源として生きてくるという形の答弁でした。これ、今この時期ではなくて、5月30日以降で予備費の決定が行われた後に財源として、今のところ約1億6,000万、予備費としてなるのですけれども、その予備費の中から3,000万ではなくて6,000万でも使って、1万円以上の、2万円もしくは3万円の商品券の発行というのは考えられたのではないかなと思うのです。その辺どういう話合いだったのか、そういうことを考えられたのかどうなのか、聞いておきたいと思います。

三つ目でございます。今回この1万円の商品券配付ということになるのですけれども、予算計上されている中ではプレミアム商品券という形も多分出てくると思います。今後、この1万円の商品券、これが可決された場合、1万円の商品券とプレミアム商品券を配ることになると思うのですけれども、それ以外でまたもう一回、緊急を要して住民、もしくは商工会議所、商工会の会員の方々から、地域振興、住民福祉の向上を応援してほしいという声があった場合、今後これ以外のものでどういう形で、また商品券を配るのか、そういう今後の対応、どうふうに考えているのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 1点目の商品券、この時期という話であります。当初予算で組めなかったのかということだと思いますが、国のほうで年金受給者に対して5,000円の臨時給付金という話がありまして、それがどうなるのかという部分、そういった部分も市では考えていたところがございます。それが結果的に白紙になったことで、4月になって、5,000円そのまま同じ額にするのか、また倍にするのかという議論もしたのですが、それについて国の動向を見ながら、当初予算では組まなかったというのが経過でございます。

二つ目の、新年度に繰越の、5月31日以降も、の部分でございます。これは3点目の質問と関連するのですが、プレミアム商品券、今、大体10月頃というか秋頃に考えてござい

す。それと切れ目なく今回の商品券をつないでいこうという、そういった思いがありました。それで今行って、9月中旬までの使用期限、そして10月以降にはプレミアム商品券といったことをつなげていきたいなど、そういった考えでございましたので、今この時期に補正を組ませていただいたところでございます。

また、今後緊急事態が起きて、さらに同じようなこういった商品券の事業を行えるのかということに関しましては、その情勢を見ながら、また市内部でも協議しながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 答弁漏れがあります。

予備費を流用して云々という質疑がありました。そういう考えはないのかということです。東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 申し訳ございません。2番目の予備費を活用して、この財源に充てることができないかという趣旨かなと思いますけれども、先ほど報告の中でもお話ししましたが、予備費等につきましては、そういった緊急事態のときの不測の事態に備えるということが前提になってございます。

今回、地域商品券の発行事業につきましては、あくまでも市民生活への支援だとか、事業者への支援ということが、目的がはっきりしてございますので、過去から諸先輩方が貯められた財政調整基金を活用して、そのときに市民の方々に還元するといったことが、財政の運営上適切かと考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最初の質疑に関してなのですが、国の動向をいろいろということでありました。

令和4年度の事業にしておいて予算確保しておけば、私たちのほうも3月の議会が終わった後に、市民の方々にいろいろ、こういう形で支給されるはずだよと、それはいつになるかまだ決まっていないけれども、予算の中でそういうふうに組み込まれているから、予定が、考えておいてねという話が多分できたと思うのです。

ただ、今回に関してはコロナの、国の支援事業とかではなくて、市単費の、独自の事業であって、100%市の財源、財調を崩してということでもありますけれども、行政の考え方一つで予備費の流用だとかそういうのも、ちょっと遅らせるだけで、市民の方々に1万円配るのか、2万円配るのかという考え方もできたのかなと思うのです。緊急を要していたということではありますけれども、少しの間、住民の方々大変厳しい生活をしているのは私もよく分かっております。ただ少し、1か月、2か月待ってもらった後に、商品券が1万円だったものが2万円配られることになったということになれば、住民の方々はそっちのほうが好きではないかなと私は思えるのです。

この商品券を配るということ自体には、何の反対もしないのですけれども、やはり、見定める時期、配る時期をきちんと議論する必要があったのではないかなと思うのですけれども、その辺もう1回答弁をいただきたいと思います。

3つ目でございますけれども、今後何かしら要求があれば、また商品券に似たような形のもので対応できるかもしれないという答弁だったと思うのですけれども、やはり、ここで1万円出して、また違う月に、今年度の中でもう1回1万円出すのか2万円出すのか、そのときになってみないと分からないです。声があるかどうか分からないのですけれども、もう1回出しますよとなったときに、事務手数料というのは今回と次のことで2回かかるのです。その2回かかる分も、少し時期をずらすだけで1回で済むし、事務手数料の分も500円、1,000

0円でも住民の方々に還元できるのではないかなと私は思うのです。その辺、どういう思いでいるか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 今回の商品券の事業の予算について、令和4年度当初から漏れていたのではないかどうかというお話かと思えますけれども、その辺につきましては、当初予算の時期につきましては、燃油高騰という部分はございましたけれども、それが国のほうでどういった形で支援がされるのかというようなタイミングもございましたし、ロシア、ウクライナの戦争という部分も、その後発生してきている部分もございます。そういった部分の、ちょっと考え方がずれてしまったのかなというのがありますけれども、3月の定例会の中で、できるだけ時機を逸せず、市民の方の支援について行政として対応すべきだと、そういった御意見もいただきました。

その後、いろいろと内部協議をいたしまして、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、どうやれば一番速やかに市民の方の家計を助けられるのかと、そういった協議を行う中で、今回4月、次の議会を待つという形ではなくして、できるだけ早くということで本日議会を招集させていただきまして、できれば補正予算可決いただきまして本事業を実施してまいりたいと、そういった考え方でございます。

今後、追加の部分でございすけれども、先ほども企画財政課長が答弁いたしましたけれども、予備費の使い方につきまして、やはり、臨時的な緊急的な、また調整的なという目的の中で、その状況に応じまして、いろいろな声をお聞きした中で、必要に応じて内部検討していくことになるのかなと、そのように考えています。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最後です。

今、副市長が答弁していただいたように、どういう形が一番早いのか、あと臨時的に対応するにはということでもありますけれども、地方自治法の第2条にこう書かれています。地方公共団体は、その事務を処理することに当たっては住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げなければならないと書いています。この地方自治法の観点からすると、やはり、今臨時会で急いで1万円を出すのか、ちょっとずらして2万円、もしくはそれ以上の商品券を配付するのかということになってくるのではないかなと思います。

先ほども言いましたけれども、この商品券を配るとということ自体は大変いいことだと思います。やはり、確たる時期の見定めというのは大切だったのかなと思うのですけれども、もう1回最後、市長から答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 答弁申し上げます。

見定めてということでございますけれども、このたびの補正についての対応ということでございますが、やはり、3月の議会でも機動的な形での対応ということがございましたし、今ほど副市長からも説明ありましたけれども、ロシアとウクライナの戦争、原油や食料品などの物価の高騰というのもございます。こういった中で、国のほうは新たな経済対策ということを考えつつございます。しかしながら、市の単独事業で、今のこの大変な時期に、機動的な形で市民への商品券1万円を配付することが時期的に妥当だろうということで、私は考えて実施するところでございます。

新年度予算で計上するということになりますと、2月からの取組み、予算編成ということになるわけでございまして、3月の議会においては上程はかなわなかったわけでございますが、

やはり、経済状況がこういう状況でございますので、時期的では、本来でありますと4月中に行いたかったところでございますが、準備期間も含めて5月に入ったということでございます。

また、今後の対応と申しますか、先ほどの質問になりますけれども、今後こういう事態がまた発生した場合にはどうするという事になりますけれども、それはその状況を見ながら、国のほうでも新たな経済対策というのを今検討しているところでございますので、そういった中、また財政状況を見極めながら対応していきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 2点ほど質疑いたします。

まず、この1万円という金額に設定した経緯、こちらについて伺います。

あと、500円券を1,000円券に変えたということについては先ほど下山議員の答弁で聞いたので、アンケートの集約、最終的な集約はできているのか。

先ほど聞いた印刷の納期、これも500円の券と1,000円の券では実際本当にどのぐらい納期の違いがあるのか、それについて伺います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず、1万円の設定ということでございますが、根拠の一つとしてでありますけれども、総務省の統計によりますと、4人家族における1か月の平均消費支出、約31万6,000円という結果が出ております。これを単純に4で割り返しますと、一人当たり8万円ということになるわけなのですが、この8万円に消費者物価指数、これは昨年から今年にかけて約1%上昇していると言われております。これを掛け算いたしますと月に800円ということになるわけなのですが、これの12か月分で大体9,600円、約1万円という、そういった根拠であります。

また、先ほども申し上げましたが、当初予定されておりました国の5,000円の臨時給付金、この5,000円と同額がいいのか、またそれにプラスして5,000円がいいのかといった部分の議論を含めまして、庁内で協議し、1万円という金額を設定させていただきました。

2点目の印刷に係る納期であります。1,000円券の場合であっても、予定していたより数日遅れたという状況もありまして、これが1,000円券の場合であっても何日間かずれるという状況があります。それと、500円にした場合には紙が倍になるということで、先ほども答弁申し上げたのですが、納期は6月にずれ込むと言われておりました。そうなるべくとまた、発行から使用期限が狭まれてくるということになりますということでもあります。

それと、アンケート結果でありますけれども、これも現在、会議所のほうで取りまとめを行っております。現在私どもが聞いているのは中間報告でございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） はい、分かりました。

アンケート、3,000セット、昨年プレミアム券が販売されて完売していますので、3,000セットですから、これ一つに一つのアンケートが入っていたのだったら、3,000枚のアンケートが市内に回っているのかなど。どのぐらいの数のアンケートが回収されたのかというのは聞いていないので分からないのですが、先ほど下山議員も言っていたのですが、お金を出してプレミアム付商品券を買った方が答えられるアンケートですから、昨年の秋に売ったプレミアム付商品券を買っていない人は、このアンケートには参加できていない

と。ですから、このアンケートの結果で判断基準、こういったものを出すのはいかかなものかなと思います。

先ほども、小口の買い物、こういったものをするのに500円はとても便利だなという声も、昨年500円の券を作っていただいて、使った方からの声も聞いています。また、小さい子供さんが、おやつ代として500円の券を持ってお買い物、自分の目でおやつを取って、これ欲しいなど、これとこれを買ったら幾らだろうと、そういう計算をしながらおやつを買う姿というのも見ます。この500円の商品券がもたらす効果というのが、経済的な効果、私たちの生活も潤う、なおかつ小さい子供さんも、社会勉強というのか情操教育、こういったものにも少し役立っているのかなとも感じました。

いろいろ、やはり大変だと思います。もう既に1,000円でやろうとは決めていらっしゃると思うので、ここからまた500円に戻そうとなると、いろいろ手続だとか時間だとか、そういったものが必要になってくるのかなと思うのですけれども、これをやはり500円の券にさせていただくことで、使うほうだって、4か月くらい使えるので、1,000円の券を1枚持って美容室に行って1,000円使うより、500円の券を2枚持っていたら、その美容室に2回行けるかもしれないという、複数足を運べるような、そういった環境づくりにもつながってくるのかなと思うのです。

あと、印刷、紙のことです。紙の用意が難しいという話でしたが、では用意できる紙に切り替えたらいいのではないかなとも思うのです。無理な言い方かもしれないのですけれども、幾らでもできるのではないかなと。時間がかかるということで、歌志内の商品券、冊子のように、ホチキスで表紙閉じて、ミシン目が入っていますよね。あれみんな10枚使ったら、冊子になっている表紙と裏は捨てられる紙になってしまうのですよね。あれって最初からいらぬのではないかなと。そうすると印刷業者さんの手間というか時間的な、ミシン目を入れたりだとか、そういった作業もなくなるので、チケット方式にするということで印刷だって、ナンバリングしてチケットにして封筒に入れてという、よその町でもやっていますけれども、そういったことをすることで早めのできるのかなと思うのですけれども。

印刷についてはこれからどの業者さんにお問い合わせするのかということになってくるのかなと思うのですけれども、この中身について協議というのはまた、商工会議所のほうと話すような時間的な余裕はないのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 今、議員おっしゃられました、商品券をチケット方式にできないかというお話ですが、まず従来の商品券と同様の形式にすることで、商品券の印刷から仕上がり、そして発送にかかるまでの期間、こういったものを考慮して、最短のスケジュールということで計画を立てさせていただきました。商品券をチケット式に変更することで、印刷経費や仕上がりまでにかかる時間、こういったものがどの程度影響するかというのは現時点では確認はしておりませんが、実施主体であります商工会議所にはお伝えしたいと思います。

ただ、このたびは今までと全く同じ形式にすることで、最短で処理できるスケジュールを組んだところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 大体こうしてああしてと工程は決まっているので、ここからその工程を覆すということはとても難しいのかなと思うのですけれども、今回はどうしても5月20日に発行したいのだというお気持ちが多分強いと思うので、私たちも5月20日をめどに商品券を皆さんの手元に届けたいなという気持ちもあるので、その辺はあまり、こうしたほうがい

いという思いはありますけれども、できるものなら500円の券に切り替えていただきたいなとも思います。

まだ会議所と協議するような時間というのがあると、すぐ印刷業者さんにやってすぐという、いろいろこれからまた細かいこととかも話す場面も作れるのかなと思うのですけれども。形というか、こういうスケジュールでやっていらっしゃるので難しいのかなとは思いますが、やはり500円がいいと思っている方もいらっしゃるということは事実です。500円ではなくても1,000円でも、嫌だという人はいないと思います。でも、500円のほうが私たちは使いやすいんだよねという人の声。事業者さんも、確かに大変だと思います、手間がかかると。私もコンビニでちょっと働いたことがあるので、すごい枚数が来ます。1日に何百枚と来ます。でも、やはりそれも仕事なので、大変だとは言ってられないと思うのです。ですから、使う人の気持ちになって、今回皆さんに1万円の商品券を配ることなので、このときこそアンケート、全市民対象なのでアンケートをやるというの、ひとつ、この秋に出すプレミアム付き商品券について、どうしたらいいのかというのを見つめられるのかなと思うのですけれども。会議所とまたそんな細かいことも考えてお話していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 500円券にすることでいろいろな使い道があるというのは私も理解しております。このたびは、先ほどから申し上げておりますが、歌志内の今低迷しているこの経済状況、そういった部分を支えるという部分と生活支援ということで、この地域商品券ということなわけですが、担当といたしましては、通常の買い物では使わないけれども、商品券を手にしたことでいつもよりちょっとだけ贅沢しようとか、お風呂に入った後でも食事しようとか、あとは最近ガソリンが高くなっております。通常なかなか満タンにできないけれども今回満タンにしようとか、そういった通常ではやれない部分をプラスしてやっていただくという効果を望んでいるわけなのですが、いつもと同じ買い物ですと、ただ現金が商品券に代わるというだけで、何も経済効果は生まれません。通常の買い物にプラスして経済を潤わすというか、お互い消費者も、そして事業者もいい形で進んでいければと考えております。

また、500円券に戻すといいますが、市民の声、新たなアンケートという部分では、これについてはまた会議所と協議して、どういう形でできるのかということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 2点ほど確認したいのですが、先ほどから商品券についてなのですが、現状の紙不足のために、500円券を1,000円券にしたという御答弁もありました。

そこでお聞きしたいのが、この紙不足の現状の中で、1市民に1万円を支給する手段として、3月の定例議会でも質問させていただきましたけれども、紙にこだわることなく現金支給というものを、市内の事業者さんのこともあります、経済の面もありますけれども、現金支給をして、いち早く市民の皆さんのお手元に届けるという協議をなされたのか、これが1点です。

2点目につきましては、先ほど産業課長から5,000円の臨時給付金云々という話があり



ました。私としては、国は国、市は市として、市独自の支給ということで決定したのであれば、国は関係なく市独自で早急にすべきものだったのかなと私的には思います。なぜ国と同様な動きをして、国でこれをしたから、そしたら市ではこれだけしようという考えになったのか。市独自で100%何かしようという考えは出なかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 3月の議会の中での質疑の中でも、現金支給についてどうなのかという御意見を賜りました。その後検討した中で、市内の中でお金を回すためには、やはり商品券のほうが間違いないと。どれだけ市外に出るのかというのは、想像もつかないと言ったら失礼ですけれども、出るのは間違いないと。そういうことで、市内の中での経済循環を考えた形の中で、十分検討した中で、現金ではなくて商品券の交付ということで決定したところでございます。

それから2点目の、国の年金受給者に対する5,000円の部分、これが中止となったわけでございます。先ほど答弁の中に、この部分触れてはおりますけれども、やはり市独自の制度ということで実施しようという、そういう考え方は当初からございました。ただ、国からの5,000円という部分が制度としてなった場合、市の窓口というか担当所管として、ここは保健福祉課という形になるのかなと。また市の場合、全員に支給するとなった場合に、これは今度経済的な部分を含めた中で産業課になるのかなと。そういった庁内の在り方というものも検討した中で、ちょっと時期が、国の部分がやれなくなったということの結論が、出たからということではないのですけれども、その辺の、時期の遅れた原因かと考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 確かに副市長のおっしゃることもよく理解はできます。ですが、市民の方に一番早く還元、また喜んでいただけるというのは現金かなと思います。

今、本当に時間がなく緊急性を要するという事でお伺いしておりますけれども、今後、女鹿議員からも先ほど質問がありました、これが市独自として第2弾、第3弾、現状の状況にもよりますけれども、そういう場合が発生した場合、また市独自でこういうものを支援していこうといったときに、時間ありますと言ったらおかしいのですけれども、考えていただいて、そういうときには今後こういうことのないように、いち早く市民の皆さんが喜んでいただける、また事業主さんも喜んでいただける、そういう施策、作業を進めていっていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 今の経済情勢、これがどこまで続くのかなということはありますけれども、まだすぐに回復するとは考えておりません。当然ながら今回の商品券の部分、第2弾、第3弾というものが有り得るのかなと、このように考えております。

その際に、いち早くするための現金ということでございますけれども、やはり、基本的には市内の経済という部分を考えるのが一番なのかなと。

ただし、時期的なものが余裕がない、そういった部分があるのであれば、現金というものも考え方の一つとして持っている必要あるのかなと、そのように考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、緊急性を要するという事、3月、副市長の答弁にありましたように、今回もありましたように、時を逸することなく早急な対処をしていただいて、本当に市民のための施策として今後やっていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいた

します。

答弁はよろしいです。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 12 分 休憩

---

午前 11 時 17 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 20 号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和 4 年歌志内市議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前 11 時 18 分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      能    登    直    樹

署名議員      下    山    則    義